



島根県報

平成27年6月23日（火）

号外第121号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示**島根県告示第477号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員		
県 道	湖陵掛合線	雲南市掛合町掛合4504 番4地先から同番7地 先まで	前	メートル 11.80～ 33.90	メートル 26.20	雲南県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	23.00～ 33.90	26.20	
〃	石見福光停 車場線	大田市温泉津町福光ハ 486番1地先から同ハ 480番地先まで	前	4.54～ 7.85	80.14	県央県土整備 事務所大田事 業所 道路改良工事 拡幅
			後	6.65～ 9.53	80.14	

島根県告示第478号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 6 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	八重垣神社竹矢線	松江市大庭町129番1地先から同町91番2地先まで	メートル 90.72	平成27年 6月23日	松江県土整備事務所	